

流山市国民保護協議会運営要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、流山市国民保護協議会条例(平成 18 年流山市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき、流山市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

第 2 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を委員に通知して行う。

(協議会の会議の代理出席)

第 3 条 委員(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 4 項第 7 号及び第 8 号の規定により任命された委員を除く。)は、協議会の会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(庶 務)

第 4 条 協議会の庶務は、国民保護担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。